

北海道岩宇・南後志地区沖における協議会（第2回）

日時 令和6年11月28日（木）13:30～15:50

場所 共和町生涯学習センター

○経済産業省（事務局）

皆さんおそろいようですので、定刻になりましたので、ただいまから再エネ海域利用法に基づく北海道岩宇・南後志沖における協議会を開催いたします。

本日は御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の会議は、一部構成員にはオンライン会議アプリを使って各自の職場や自宅等から本日の会議に参加いただいております。リアルタイムで音声のやり取りができるようになっております。

オンライン会議の開催に当たっては、主にオンラインで出席される構成員へ向けてではございますが、事務的に留意点3点申し上げます。

1点目、音声がかぶるなどの問題が発生しますので、発言いただく方のみカメラとマイクをオンにいただき、御発言時以外はカメラを停止状態、音声をミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。

2点目、発言御希望の際は、チャット機能を活用して、発言を御希望の旨、御入力いただくようお願いいたします。順次、座長のほうから「〇〇委員、御発言をお願いします」と指名いたしますので、その際はカメラとマイクをオンにいただき、御発言いただくと幸いです。

3点目、通信のトラブルが生じた際には、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合には、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

その他、もし何か御不明点などございましたら、何なりとおっしゃっていただければ幸いです。

趣旨説明でございます。さて、本年7月29日に開催した第1回の協議会においては、事務局から運営方法や協議会の位置づけ等について説明した後、構成員の皆様から洋上風力発電に対する御期待や御懸念点についてコメントいただきました。

それを踏まえまして、本日は3つの議題がございます。まず、議題（1）でございます。

専門家等からの情報提供です。第1回の協議会の際に協議会の構成員の皆様からいただいた御期待や御懸念を踏まえて、洋上風力発電に係る漁業影響調査、環境影響について専門家の方々や環境省の方々から御説明をいただくとともに、事務局より地域振興の事例を説明したいと思います。次に、議題（2）でございます。協議会意見とりまとめにむけて、でございます。協議会意見とりまとめに向けて、事務局からは協議会意見とりまとめの骨子を説明するとともに、地域等から検討状況等を御報告いただきます。最後に、議題（3）、意見交換として、議題全体を通して意見交換を行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以後の進行は荒川座長にお願いできればと思います。

荒川座長、よろしくお願いいたします。

○東京大学（座長）

それでは、皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、今回から御出席の構成員の方々の御紹介と配付資料について御説明をいただければと思います。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。

初めに、本協議会の出席者につきまして、前回開催時から新たに今回御出席いただいた構成員、オブザーバーの皆様を御紹介いたします。なお、オンラインで御出席の場合には、御紹介のときのみカメラをオンにさせていただきますと幸いです。

今回新たに参加いただいた構成員、オブザーバーを御紹介させていただきます。共和町町長、成田慎一様。

○共和町

よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部さけます・内水面水産試験場さけます資源部長、藤原真様。

○北海道立総合研究機構水産研究本部さけます・内水面水産試験場（オブザーバー）
さけます・内水面水産試験場の藤原です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

よろしくお願いいたします。

北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課風力担当課長、田島誠也様。

○北海道（事務局）

道庁の田島です。よろしくお願いいたします。

本日、前回出席しておりました風力担当局長の西岡が用務の都合で現地には来られず、今回私が出席させていただきますが、画面越しで申し訳ございませんが、西岡のほうからも一言御挨拶だけさせていただきます。

○北海道（事務局）

北海道経済部風力担当局長をしております西岡です。よろしくお願いいたします。本来であれば現地に赴くべきところですが、一昨日より定例の道議会が開会しております、大変申し訳ございません、冒頭のみオンラインの参加とさせていただきます。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

今回は、専門家の方による情報提供のほか、地域の皆様から洋上風力発電事業に対する期待、振興策について御報告いただけるということでございます。協議会意見のとりまとめに向けまして、各地域で着実な検討が進められていると伺っております。本日は代理として風力担当課長の田島が出席しておりますが、道としても本区域での洋上風力発電の導入に向けて力を尽くしてまいりたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。

今回新たに御出席いただく方の御紹介は以上になります。

なお、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター長・教授の宮下和士様は、本日、

用務の御都合上、15時15分頃に御退席予定でございます。

以上でございます。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

なお、報道関係者の皆様には、協議会の運営に支障を来さぬよう、これ以降の撮影を御遠慮いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、本日の配付資料について確認いたします。議事次第のほかに、資料1「出席者名簿」、資料2「配席図」、資料3「洋上風力発電による漁業影響と調査事例」、資料4「洋上風力発電所の環境影響について」、資料5「洋上風力発電による地域・漁業振興策事例集」、資料6「北海道岩宇・南後志地区沖における協議会意見とりまとめの骨子」、資料7「風力発電施設と泊発電所の共存のための要望事項について（一部追記）」、資料8「北海道岩宇・南後志地区沖における漁業影響調査に係る留意事項」、資料9「北海道岩宇・南後志地区沖の漁業操業状況のまとめ」、資料10「北海道岩宇・南後志地区沖の地域振興及び漁業振興による将来像」を配付しております。資料が全体で10です。このほか、参考資料として、参考資料1「JOGMECによるセントラル調査について」、参考資料2「先行地域の協議会意見とりまとめ」、参考資料3「第1回協議会議事要旨」を配付しております。

お手元の資料に不足がないか御確認いただければ幸いです。非常に大部になっておりますので。皆さん、資料はございますか。ありがとうございます。

それでは、座長、お願いいたします。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は、議事次第にもありますように、3つの議題がございます。

まず、議題の1つ目として、専門家等からの情報提供をお願いしたいと思います。今回は、公益財団法人海洋生物環境研究所、環境省及び事務局より順次御説明いただきます。質疑に関しましては、本議題の最後にまとめて時間を取りたいと思っております。

それでは、まず初めに、「洋上風力発電による漁業影響と調査事例」について、公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所海洋生物グループ、島隆夫様より御説明をお願いいたします。

○海洋生物環境研究所中央研究所（オブザーバー）

海洋生物環境研究所の島と申します。どうぞよろしく申し上げます。

スライドをお願いします。本日は、「洋上風力発電による漁業影響と調査事例」ということでお話しいたします。

洋上風力で想定される漁業影響というのは、まず1つは、直接的影響としまして、施設があることによって操業自体がやりにくくなる、漁具が引っかかるとか、大きな漁具だと旋回できないとか、そういったことが考えられます。もう一つは、洋上風力の建設・稼働によって発生するいろんな環境要因、例えば水中音や、そのときに起こる海底の振動、ケーブルから出る電磁界、そういったものが水産生物の現存量に影響する、生物が少なくなる、それによって漁業に、水揚げが減るとか、そういったことが懸念されるわけです。本日は幾つか、主に、ほとんど全部海外の例ではございますが、調査事例について幾つか御紹介します。

これはアメリカの例です。アメリカのヒラメ・カレイ類を対象とした、底引き網でこの辺りは漁業が行われております。左の地図の1、2、3と点線で囲った丸が3つありますが、その真ん中のところに風車が5つ建っております。この丸の中を影響域、影響の可能性のある海域として、その南側と西側のほうに2か所、水深や海底が似ている場所を、これは比べるため、比較するための対照域として設けた、この3か所で現地の漁法で調査をしております。その結果の一部が右側にありますが、ウインターフラウンダーというのはほぼマコガレイと同じような感じの魚です。属も同じです。この魚は、工事の着工前はこの3つの海域どこでも同じように捕れていたのですが、くい打ち中、その量はぐっと減ってしまう。減ってしまうのですが、同じようにどこの海域でも減っていると。風車が稼働し始めると、どこの海域でもまた回復するような形になっております。この結果から、建設中、減ってはいるけど、ほかのところも減っているんで、恐らくこれは工事の影響とは考えにくい。その年、例えばカレイの寄りが遅かったとか、そういったもの、自然変動の結果が出ているのではないだろうかという結論になっております。下のサマーフラウンダーというのは、日本のヒラメと非常に近い種類でございます。こちらの場合は、くい打ち中にかえってたくさん捕れると。風車が動き始めると、偏りはありますが、それほど変わらなくなっている。こういったことから、対照域を設けることによって、自然変動であるか事業影響であるかというのをある程度判断することができるのではないかという例でございます。

次は、これはイギリスで行われたロブスターの例でございます。この海域は、ヨーロッパで最大のロブスター漁場にできた風力施設だそうです。特に沿岸に近いところというのは、小型の漁船で操業する人たちにとって非常に大事な漁場なので、漁への影響がないかということ、これは地元の漁業団体が中心になって調査しています。調査は、建設前に1年、建設後に1年おきで3回行ってまして、漁の盛期に集中して、地元でやっているかご網の漁を行っております。1回当たりの漁獲量とそのうちの出荷できるいいサイズのもの、それを比較しています。こちらウインドファームの中とそこから1キロメートル離れた場所に比較するための対照域というものを設けて、ウインドファームの影響なのか自然変動なのか判断できるような調査デザインになっております。その結果、ウインドファームの内も外も、ケーブルの上も外れたところも、特に基本的には差はなかったのですが、ただ、建設の翌年だけウインドファームの中で大きなサイズの出荷できる水揚げ量が非常に多くなったと。これは、1年間、建設期間中、ウインドファームの中、漁が行われておりませんでしたので、その分、いいサイズのもものがたくさん残っていたのではないかと結論づけられておりまして、少なくともロブスターに関しては風車が動いても減るようなことはないという結論になっております。

次はサケの例でございます。これ、またイギリスなのですが、この真ん中に大きな湾がありまして、その湾の入り口に風力施設ができております。そうすると、湾の中に河口のある川に上るサケはもしかしたらウインドファームがあることによって何か影響を受けるのではないかとということで、遡上量を湾の中にある川と湾の外にある、すなわち洋上風力に近づかなくてもちゃんと川に上ってこられる川、この2つに分けて、遡上量に差がないかということ調べた例でございます。

その結果、赤で囲った部分が洋上風力の脇を抜けて川に上ってくるサケ、川のサケです。大体1940年代ぐらいからずっと川に上るサケの記録がイギリスの場合あるようです。こうして見ますと、どこの川も大体、量の差はあるのですが、同じような傾向を示しております。下の赤で囲った部分の右側にグレーの棒が見えるかと思いますが、これが洋上風力が稼働した後の遡上量です。これも比較してもそれほど変化がないと、特に減っているという傾向はこの時点では見られておりませんので、今のところ影響はないねというような結果になっております。

サケの場合、上ってくるときと、もう一つは川から下るとき影響がないかというのが気になるところなのですが、これもタイセイヨウサケの例なのですけれども、ちょっと問題

なのは、このタイセイヨウサケというのは、1年以上川で過ごしてから下るので、大体下るときで15センチぐらいあるのです。だから、サケよりもサクラマスによく似た生活史なのではないかと思います。この場合、非常に大がかりな調査をしまして、川で捕まえたタイセイヨウサケの稚魚に発信機をつけまして、河口の港から4キロメートルの同心円と10キロメートルの同心円にびっしりと受信機を並べまして、川に下りた魚がどんなタイミングでどのルートを通って海に出ていくのかというのを調べております。その結果、川から下ってきた稚魚というのはあっという間に沖に消えていくらしいです。それぞれの受信機で同じ個体が受信し続けられるのが大体数分ぐらいなので、多分受信機の受信範囲は300メートルほどなので、そこを数分で抜けて沖に、恐らく北西のほうの大西洋に向けてすぐ出ていってしまうみたいです。遊泳水深も、そんな深いところはほぼ行かなくて、表層から2.5メートル程度で、ほぼ移動は夜間だったそうです。これ、なかなか面白い結果なのですが、日本のサケの場合は、もっと小さい時期に下って、もう少し長い間沿岸で過ごしますので、日本では十分その辺り調査する必要があるのかなと思っております。

ざっとまとめますと、今のところ、漁業影響調査で、少なくとも生物ががっかり減って、水揚げが減ったというような例は出ておりません。ただ、我が国の場合は、ヨーロッパの例は非常に参考になるのですが、もうちょっと魚種も多様で、漁法も多様になってまいります。なので、まずは地域の漁業の特性に配慮した事業計画というのは絶対必要だと思えます。そういった計画を立てた上で、まだ未確定な、はっきりしない部分がございますので、この辺りは漁業影響調査でしっかり調べるということが大事なのかなと。洋上風力の発電によって漁業にどんな影響が生じるかということをしっかり検証する、こういうことが重要になってくるのですが、その場合に正確に変化を把握するというのはなかなか大変なところもございます。自然変動の動きというのはかなり大きいので、その辺りを何とか区別できるような調査デザインが必要なのかなと。あと、そういった調査をする場合には、漁業者の皆様の協力というのが不可欠でございますので、この地域でよい調査ができることをお祈りしております。

以上です。

○東京大学（座長）

島さん、御説明ありがとうございました。質問に関しましては後でまとめてお願いいたします。

続きまして、「洋上風力発電所の環境影響について」と題しまして、環境省の鈴木祐介様より御説明をお願いいたします。

○環境省（オブザーバー）

環境省環境影響審査室の鈴木と申します。では、私のほうから、画面にありますように、「洋上風力発電所の環境影響について」ということで御説明させていただきます。

まず、環境アセスメントについてということですが、御説明の中で、最初に環境影響評価の制度の概要を簡単に御説明させていただきまして、その後、検討を重ねている再エネ海域利用法の改正について、環境アセスメントのセントラル化について、法改正の案の内容について簡単に御説明させていただければと思います。

まず、「環境アセスメントとは」ですが、こちらは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境に及ぼす影響について、事業者が自ら調査・予測・評価を行いまして、よりよい事業計画をつくり上げていくというものでございまして、基本的には事業者さんに実施していただくというものになります。ただ、事業者さんがアセスメントを実施していく中で、例えば住民とのやり取りでいうと説明会の開催ですとか、ほかにも住民意見を取り入れていただくとか、あとは国とか自治体さんによる審査を行って、環境アセスメントの図書をよりよいものにしていく手続を経て、環境に配慮した事業計画をつくり上げていくというような制度になってございます。

こちらが環境影響評価法の対象事業でございまして。表に風5万と書いてあるところですが、風力発電、こちらは陸上・洋上ともに共通してですが、5万キロワット以上のものが第1種規模の要件となっております。基本的には、本協議会で見ていただいている区域について、恐らく5万キロワット以上の規模になってくると思いますので、必ず環境影響評価手続を踏んでいただくということになります。

簡単な流れですが、こちらは環境アセスメント手続の一般的な流れになっております。いずれも事業者さんにやっていただくところではあるのですが、最初に配慮書ということで、こちらは洋上に照らし合わせていただくと、例えば、海域は決まっているけれども、風車の具体的な設置場所が決まっていけないような段階が一般的には想定されまして、その海域における環境配慮が必要な事項を整理していただくという段階でございまして。例えば陸からの距離がどれだけで、例えば騒音とか景観に心配がないかとか、その周辺にどういう保全しなければいけない場所があるのかですとか、そういった情報を整理していた

だく段階になります。次が、アセスメントの進め方を設計すると書いてありますけれども、基本的には、その後、調査・予測・評価とメインの調査を行っていただきまして、調査結果から予測、環境への影響を予測していただきまして、最後、それを評価するというところで、それをまとめて準備書という形で公表していただきます。その内容について、例えば行政からの審査だったり、住民意見などを取り入れたりした形で、最後、評価書ということで図書をまとめた上で事業を実施していただくというような段取りになります。

こちらは調査・予測・評価の参考、こういったものなのかという参考情報ですので割愛させていただきます。

こちらは環境影響評価法と再エネ海域利用法の関係ということで、再エネ海域利用法の部分は皆様御承知かと思っておりますので、少しかいつまんでの御説明となりますけれども、上の四角囲いの3ポツ目のところにありますように、再エネ海域利用法と環境影響評価法、これは独立した別の法律になっておりまして、制度的に一部重複しているところだったり独立しているところだったり、ちょっといろいろ課題もありはするのですが、下のフローにありますように、基本的に、今、こちら、協議会のタイミングですので、④番のタイミングになると思っておりますけれども、この後、事業者が選定された後に、事業者が環境アセスメントを実施するということとなります。ただ、実際には、下の注意書きにありますように、場合によっては、複数の事業者さんが選定される前から環境アセスメント手続の最初の段階をスタートさせてしまっているというようなケースも実際にはございます。

こちらも参考ですが、これまで洋上風力発電で環境アセスメントを実施してきている事業のデータになります。これまで、一般的に鳥類とか海生生物、景観等への影響が懸念されてきておりまして、そういったものが実際の評価項目として選定されておりまして、環境大臣意見として特に懸念を指摘している項目としては、右下にあります図のように、鳥類、騒音、海生生物、景観、この辺りに特に強く懸念を示しているというものになります。

ここからは制度の見直しについて簡単に御説明させていただきます。

こちらはもう御存じの内容かと思っておりますので割愛させていただきますけれども、しっかり政府目標を達成していくために、洋上風力の案件形成を進めていかなければならないというものでございます。

こちらが洋上風力発電に係る環境配慮のための新たな制度案の検討経緯ということで、再エネ海域利用法が2019年に施行されてから、様々な、より充実した環境配慮を実現

していくためにどうすべきか、ということが議論されてきておりまして、一番下から2番目にありますように、中央環境審議会の答申を踏まえまして、再エネ海域利用法の改正法案、閣議決定されまして、さきの通常国会に提出したところでもありますけれども、審議未了となりまして、衆議院解散に伴い廃案になっているという状況でございます。また、本制度については、まださきの通常国会で成立しませんでしたので、また次のタイミングにしっかり提出して、成立させたいと思っているところでございます。

こちらが、まず領海における洋上風力発電事業の環境配慮に関する課題ということで、主に3つございます。1つ目が、促進区域指定の際のより適正な環境配慮の必要性ということで、今現在、促進区域に指定される前に、下のフローの真ん中にもありますけれども、既存情報に基づく環境配慮に関する意見提出等ということで、環境省のほうでも協議をいただきまして、促進区域指定の際に何か必要な環境配慮はないかというところは申し上げているのですが、ただ、実際に海域調査を今現在行っているわけではないので、文献情報を中心に意見出しをさせていただいているというところでございます。ただ、より適正な環境配慮を行うことが必要というような課題がございます。続いて、(2)、複数事業者による環境影響評価手続開始の実施ということで、これは先ほど申し上げたとおり、本来であれば、事業者が選定されてから、その選定された1社が環境アセスメントの手続を開始するということが本来の手続になるのですが、ただ、実際には複数の事業者が、早期の運転開始を目指して、選定される前から配慮書や方法書手続を開始してしまっているという現状がありまして、地域における混乱等を招いているというところが課題としてございます。最後、(3)番ですけれども、事業の実施区域の環境配慮に係る制度的重複ということで、先ほど、促進区域指定に当たって、当該海域の環境配慮に関する意見を環境省のほうで提出しているというふうに申し上げましたけれども、一方で、事業者が選定された後に事業者自身もそういった同じような当該海域における環境配慮に関する調査等を行っておりますので、そういったところの制度的重複も生じているというような課題もございました。

こちらは改正法案の概要、特に環境アセスメントに関するところの概要になります。先ほど申し上げた課題を踏まえまして、大きなところ3点、上に記載しております。まず1つ、一番大きなところとして、促進区域が指定される前の段階において、環境省が詳細な環境情報を取得するための現地調査を実施するというところが大きなポイントでございます。基本的に環境アセスメントは事業者が実施すると先ほどから申し上げていますが、今

回の改正法案の制度のイメージの中に、下のフローにありますように、環境省が事業者選定前に現地調査を実施するというところを入れています。これによりまして、上の2ポイントにありますように、調査方法書の作成ですかね。環境省が示す現地調査の取りまとめ結果に基づいて、経産省及び国交省において促進区域の指定がなされるということで、より適正な環境配慮の確保が可能となるというものでございます。3点目としまして、我々が、環境省が行った調査結果を踏まえて、事業者もその情報を使って準備書、評価書を作ることができるというものでございます。

以降は、次は、EEZにおける環境配慮の確保の在り方というところが次のスライド以降にありますけれども、こちらはEEZの話なので、今回は説明を割愛させていただきますが、領海に加えて、EEZにおいても洋上風力を導入できるようになるというような制度でございます。

次以降のスライドは参考情報としてお付けしていますので、御関心ありましたら御覧いただければと思います。

私からの説明は以上です。

○東京大学（座長）

御説明ありがとうございました。

続きまして、洋上風力発電による地域・漁業振興策の事例について、事務局の経済産業省及び国土交通省より御説明をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。資料5に基づきまして、経産省資源エネルギー庁風力事業推進室長福岡から、前半部分を御説明させていただきます。

まず、ページ1ですけれども、漁業振興策の事例について御紹介をさせていただきたいと思っております。

次のページ、漁業者の経費削減などに係る支援でございます。洋上風力発電事業に関する海洋調査や事業関係者の海上移動のために地元の漁業者を雇用しまして、傭船ですとかに協力いただくことで、そこで収入が発生するという形でございます。さらに、基金により漁業に関する燃料費や保険料の補助・補填、漁具等の改良・購入を行うという事例がございます。参考事例としては、イギリスの事例とアメリカの事例を右下に記載させていた

だいております。想定される効果としては、基金による資金支援による漁業経営への負担軽減ですとか、風力発電事業による新規産業と地域雇用の創出ということでございます。具体的にはオペレーション&メンテナンスとか建設とか、あとはサプライチェーンで実際にそういう部品を作るとか、そういった面でも産業ができるとか、あとは風車のメンテナンスの際には実際に沿岸の風車まで行って確認するわけですが、漁業の網を避けて行くというときに先導してもらおうとかいうところで漁業者の皆さんの協力も得ながら、そこで費用もお支払いしながらという形で進んでいくことが事例としてございます。必要となる整備等ですが、初期の設備投資とか、あとは発電事業者での対応が必要になったりするというところでございます。

次のページ、2つ目がリアルタイムでの海況状況の提供でございます。各種センサー類を風車の基礎部分とか浮体とか、そういったところに搭載しまして、発電設備を観測プラットフォームとして活用するという事例でございます。参考事例としては、福島沖ですとか高知県とか海上保安庁のシステムなんかがございます。これによって、リアルタイムデータの活用による漁業の効率化ですとか、海洋環境のモニタリングデータとしての活用、海洋レジャー用途への活用、展開などが期待されます。ただし、やはり、これも左下にありますが、メンテナンスですとか必要な人員というところが必要になります。

次のページ、3つ目でございます。カメラ等を設置した密漁抑止対策ということでございます。海上及び海上から陸上に向けて24時間監視するための密漁監視機構を構築するというものでございます。密漁監視を主としつつ、通常の漁業や海上作業における安全監視の役割をも担うというところです。右下に青森県漁業協同組合連合会の事例ですとか野辺地町漁業協同組合の事例を記載させていただいております。想定される効果としまして、24時間のカメラ監視体制による密漁抑止効果がございます。監視体制が人からカメラに変わることによって、作業の軽労に寄与するというところでございます。あと、副次的な効果でございますが、漁業や海上作業における安全監視にも寄与するケースも多くございます。密漁による収入減を抑制し、漁業経営へ貢献するということです。青森県の事例なんかは、AIにより不審船を判別して、そこでアラートを鳴らすという形ですので、カメラをずっと見ておくということではなくて、システムの処理で対応するという部分もございます。必要となる設備等でございますが、システム構築なんかと、あとは運用・メンテナンスの人員確保、体制整備といったところが必要になってございます。

4つ目、地域の水産関連製品の販売促進に係る支援でございます。洋上風力発電事業を

行っている海域での漁獲物に関して、発電事業者が水産製品のブランディングからマーケティング、販売促進を行うことで、地元の漁業・水産業を支援するというごさいます。こちら、アメリカとフランスに事例がごさいます。対象海域の水産物の需要及び販路の拡大ですとか、漁業関係者の収入増加と安定化に向けて、発電事業者ですとか関係事業者が協力するというケースもごさいます。必要となるものですが、水産物のブランディング、市場活動、販売促進を行うための手法の検討・実施ですとか、それに向けての初期投資みたいなものも必要になるということごさいます。

5つ目、次のページです。5つ目と6つ目ですが、5つ目、水産資源の漁場の創出・改善・回復というところごさいます。洋上風力発電施設の周辺には水生生物が蟄集し漁礁効果が発現する場合もごさいますということでありまして、そこで、右下を見ていただきますと、人工魚礁による生息地の創出、これはオランダでごさいます。イカ、サメ、エイなどの産卵が可能となり、カニや魚類などの様々な生物の生息環境を創出するというものごさいます。もう一つもオランダでごさいますけれども、自然共生型建築と多機能利用ということで、タイセイヨウダラ等の大型魚類に隠れ場所や餌場を提供していると。その中では貝殻や石も敷いて、人工魚礁周辺でタラとロブスターの行動をモニタリングしているということごさいます。洋上ウインドファームによる新たな漁場創出ですとか、水産資源に増殖機能の付与をするというケースもごさいます。それによりまして、漁獲量の増大ですとか漁業効率の向上なんかを期待していくということごさいます。必要となる設備・機材・対応等ごさいますけれども、こちら初期の投資が必要になるということごさいます。

次のページ、6番目ごさいます。自動給餌装置設置の魚集効果による漁場形成ということごさいます。自動給餌装置を設置することでアミノ酸等に分解した餌を定期的に撒布するというごさいます。これも右下に、福島洋上風力のケースとか、あとは福井県の事例なんか紹介されております。これによって、給餌による水産動植物の増殖効果を狙うというものごさいます。こちらシステム構築ですとかメンテナンス等が必要になってくるということごさいます。漁業振興策として今様々事例がごさいます。こういった取組もありますので、基金なんか使いながら、ということかもしれないですが、進めていくことができるということごさいます。

続きまして、地域振興策の事例ごさいます。

9ページ目の①、観光資源・環境学習の場としての活用ごさいます。エコツーリズム

ですとか社会科見学を通じた再生可能エネルギーに関する環境学習の場として活用するということがございます。これ、右下にデンマークですとかイギリスの事例を記載させていただいております。新たな観光産業の導入による雇用創出と収益増加を狙うというものでございます。他方で、必要となる設備等ですけれども、人員確保、船舶確保等がございます。

2つ目、地域イベントや賑わい創出活動への協賛でございます。資金援助ですとか協賛を行って、フェスティバルとか地元のお祭りとかスポーツイベントの協賛をするということで、実際、事業者と地域コミュニティの連携を強化していくということがございます。実際にオランダですとかイギリスでそういった形の事例がございます。

次のページ、人材育成及び技術開発に係る企画・支援でございます。発電事業者が独自に設立した人材育成制度のほか、発電事業者と地域の教育機関ですとか企業、漁業関連組織等と連携した人材育成プログラムの実施をしていくということがございます。各段階における研修機会の提供を行うということで、イギリスの事例を右下に記載させていただいております。風力発電を産業として根づかせて、新たな雇用機会を創出するということがございます。

次のページ、4つ目でございます。洋上風力発電事業に係る地域雇用の促進ということございまして、洋上風力発電事業による地域便益協定を締結するというケースもございます。アメリカのケースを右下に記載しております。地元企業を建設とかオペレーション&メンテナンスとか、そういったところで起用するということを通じて、発電事業者が地域の雇用機会を創出するというケースでございます。想定される効果としては、地元企業、漁業者及び漁船の活用による新たな雇用創出ですとか、地域の経済に根づいた事業へ発展していくということがございます。

次のページ、漁業協同組合や周辺住民による事業参画ということでございます。洋上風力発電事業の所有者として投資や貸付けを行って、利益を得る機会を提供するということがございます。こちらもオランダとドイツのケースを記載させていただいております。

次のページでございます。風力発電関連産業の総合拠点形成ということでございます。こちら、結構規模が大きいものになりますけど、O&Mですとか海洋土木工事、設備の製造・組立て・建設、調査と、かなり多岐にわたる分野の対応が必要になるということで、関連産業をこちらで活性化していくということがございます。想定される効果としては、地域の雇用創出ですとか地域収益の増加、産業拠点としての、物流も含めてですけれども、

活性化ということで、北九州ですとか長崎の事例を紹介させていただいています。

漁業振興と地域振興の事例は以上でございます。

○国土交通省（事務局）

そうしましたら、ここから、国土交通省港湾局海洋利用調査センターの佐渡でございます。3番の港湾を活用した地域振興等の事例について御説明させていただきます。

この16ページ、17ページで、港湾を活用した地域振興についての事例を御紹介してございます。地域振興モデルとしましては、基地港湾の建設、あと運用・保守、O&M機能をベースとして、作業船機器、資機材の生産、人材育成、研究開発、観光等の要素の組み合わせが考えられます。

その中で、16ページ、こちらにつきましては、秋田県の船川港の事例でございます、港の特徴を生かして、O&Mの拠点として活用するというものになってございます。

17ページは千葉県の名洗港の事例となっております。こちらは、基地港湾が鹿島港という近くにある、約50キロメートル離れたところにありますけれども、この基地港湾と建設補助や維持管理の拠点の役割分担を行うというものとなっております。

国土交通省港湾局では、令和4年2月に洋上風力発電を通じた地域振興ガイドブックというものを作成しております、国交省のホームページに公開しています。18ページはその事例の紹介でございます。ぜひともまた一度御覧いただければと思います。

19ページでは、ブルーカーボンの取組について紹介してございます。アマモとか、そういった海草藻場、あと昆布、ワカメ等の海藻藻場などの海洋植物を「ブルーカーボン生態系」と呼んでおりました、水質浄化やCO₂吸収源の対策等、多面的効果を生み出してございます。国土交通省では、藻場・干潟等及び生物共生港湾構造物を「ブルーインフラ」と呼んで位置づけて、その保全・再生・創出の取組を進めております。また、下にありますように、ジャパンプルーエコノミー技術研究組合では、藻場の保全活動等によって創出されたCO₂吸収量を認証して、クレジット取引を可能とするJブルークレジット制度を実施しております。

次の20ページから22ページにその認証制度の事例を御紹介してございます。ちょっと時間の関係で御説明は割愛させていただきますけれども、後ほどまた御覧いただければと思います。

以上でございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

ここで、専門家等からの情報提供、これまで3件あったわけですが、これに対しまして構成員の皆様から御質問を賜りたいと思います。会議の最後にも意見交換の時間を設けておりますので、御意見がある場合にはそのときに御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、御質問のある方は、挙手をしていただくなど、合図をお願いいたします。オンラインにて御参加いただいている構成員の方々は、チャット機能等を使用しまして、発言希望の旨、御入力いただければと思います。なお、会場で御参加されている方におかれましては、挙手いただいた後に、事務局からその旨を伝えていただき、それをもとに私が指名いたしますので、その後の発言をお願いいたします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○岩内町

岩内町の町長の木村でございます。よろしくお願いいたします。

資料の4「洋上風力発電の環境影響について」で少し御質問させていただきます。2ページには、「その結果を地域への説明やアセス図書の縦覧により公表して広く意見を聞き」ということが文言として書かれています。それで、4ページには配慮書、方法書、準備書、評価書、報告書ということで段階が分かれていると思いますけれども、これの住民説明のタイミングというのは、法律の中でタイミング等々もあつたかに思いますけれども、いま一度、どのような考え方で住民説明に臨むべきか、というところを解説いただければ助かります。

○東京大学（座長）

御質問ありがとうございます。環境省のほうからでしょうか、回答は。

○環境省（オブザーバー）

環境省の鈴木です。通信環境の関係でカメラオフにさせたままにさせていただければと思います。

まず、御質問ありがとうございます。質問について、4ページに環境アセスメントの流

れと書いておりますけれども、この中で青い矢印で上下に振ってあるタイミングがあるか
と思います。配慮書のタイミング、方法書のタイミング、準備書のタイミングということ
ですけれども、それぞれこのタイミングで例えば説明会だったり住民意見を取り入れて図
書に反映させなければならないといったようなところが法に明記されておりますので、こ
ういったところで多様な関係者、これは市民に限らず、ほかの専門家、NGOだったり、
様々な主体を含みますけれども、こういった方々の意見をアセスメントに取り入れること
が可能となっております。

○東京大学（座長）

御説明は以上でしょうか。

いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

その他の御質問、いかがでしょうか。

○経済産業省（事務局）

すみません、補足でございます。資料5についてですけれども、漁業振興策の事例です
とか地域振興策の事例を説明させていただきましたけれども、これは海外の事例とか国内
の事例ということで共有させていただいたものでございまして、実際の実施に当たっては、
例えば基金とか固定資産税とか、いろんな資金的な裏づけがどうしても必要になるもので
ございますので、全部できるとか、そういうことではないという点については御留意いた
だければと思います。

○東京大学（座長）

追加の御説明ありがとうございます。

御質問はいかがでしょうか。どうぞ。

○北海道大学北方生物圏フィールド科学センター

宮下です。環境省にちょっと質問があります。

環境配慮というか、いわゆるアセスメントの方式はセントラル方式ということで、環境
省がやる調査でといったことになるかと理解したのですが、これは確かに今、非効率的であ
るなど私自身も現場を見ていて思っていて、その場合、実際に環境省がそれに対して調査

するというのは、何らかの形でそういうのをいわゆる制度化した上で、どこかに委託をしてそういったものを実施するという理解でよろしいでしょうか。

○東京大学（座長）

いかがでしょうか。

○環境省（オブザーバー）

環境省の鈴木です。

今御指摘いただいたとおり、今回の法案が仮に成立したとすれば、制度として環境省が事業者選定前に自ら海洋環境調査を実施していくということになりますので、アセスメントでいう配慮書、方法書、その後の現地調査に相当する部分を丸ごと環境省が実施することになると御理解いただければと思います。以上で回答になっておりますでしょうか。

○北海道大学北方生物圏フィールド科学センター

一応そのように理解しているので、実際主体的に動くような仕組みというのは、実際にはそういったことを環境省が予算化して委託をして進めていくというようなイメージでよろしいですか。

○環境省（オブザーバー）

おっしゃるとおりでございます。

○北海道大学北方生物圏フィールド科学センター

環境省、例えば国環研とかそういったところを、どういったところを介してというのはちょっと別として、実質的にそういったことを実施されるような体制というのが結構、環境省が責任持つということであれば、件数が非常に多くなってくるので、そういった仕組みももちろん考えていらっしゃるかなと思うのですが、そこが気になりましたので、ちょっと質問させていただきました。

○東京大学（座長）

それでは、よろしいでしょうか。ほかに御質問がないようであれば……。

○環境省（オブザーバー）

環境省、鈴木です。

○東京大学（座長）

環境省、御回答必要ですか。どうぞ。

○環境省（オブザーバー）

すみません。失礼いたしました。御指摘いただいた点、大変重要だと思っております。まず、こういった新しい事務が増えることとなりますので、それを見据えた体制整備、また予算的な措置も十分に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

それでは、今、議題（１）の説明とそれに対する質問ということで進めてまいりました。その議題（１）について、これで終了させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、次に、議題の２つ目として、「協議会意見とりまとめにむけて」について、事務局より御説明をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

資源エネルギー庁、福岡でございます。資料６、北海道岩宇・南後志地区沖における協議会意見とりまとめの骨子案ということで御説明をさせていただきます。

法定協議会では、促進区域の指定等に係る協議等を行いまして、公募から発電事業終了までの全過程において留意する事項を協議会意見としてとりまとめることとなります。とりまとめに当たっては、以下の事項、３つございますけれども、漁業影響調査の考え方ですとか、発電設備等の設置制約範囲や発電設備等の建設等に当たって留意すべき事項、北海道岩宇・南後志地区沖の将来像などについて、地域や利害関係者で協議を行いながら整理するという立てつけになっております。皆様、第１回でそれぞれコメントをいただきま

して、それをもとにしまして今事務局で骨子ですね。最終的な取りまとめはほかの地域でも2、30ページぐらいのものができたりはしますけれども、その骨子として現状の案を御説明させていただきます。

1つ目、まさにこの留意事項でございます。(1)の全体理念、これ、括弧書きになっている項目は、とりまとめ文書、他の地域のものなんかを参考にしながら、大体こういった立てつけで整理していくということになっております。選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業者の早期かつ確実な実施に努めると。協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承するというのが全体理念でございます。

(2)地域や漁業との共存及び漁業影響調査についてです。選定事業者は、基金への出捐(発電設備出力×250×30で算定される額)等を通じて地域や漁業との協調策・共生策を講じるということになっております。地方自治体以外に基金を設置する場合は、基本台帳を備え付け、定期的に外部監査を受けると。選定事業所は、「漁業影響調査の考え方」を十分に考慮した上で、漁業影響調査を行うというのが(2)でございます。

(3)が、洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点、これは建設の前の段階で決めておくものですが、選定事業者は、本海域において操業されている漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う、選定事業者は、漁業との共存共栄の理念の下、各種漁法への配慮、航路の確保を行うことということでございます。3つ目が、漁業、泊発電所、気象レーダー、海底直流送電等の発電設備等の設置に制約等が生じる範囲、こういったものを考慮しながら風車の立地制約エリアを事前に決めておくということでございます。

(4)洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点でございます。事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行うということでございます。これは建設に当たっての留意点ということです。

(5)発電事業の実施に当たっての留意点。実際に発電が始まったタイミング以降でございますけれども、選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議を行うということでございます。選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係業者、船舶運航事業者等への協議等を行うということです。

(6)環境配慮事項について、先ほど環境省からも御説明いただきましたけれども、選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適

切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明するというところでございます。

(7) その他でございます。以上以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行うことということでございます。

最後に、将来像ですけれども、日本におけるセントラル方式のフロントランナーということと、あとは「北海道岩宇・南後志地区沖の将来像」や漁業振興策ですとか地域振興策のテーマをこちらに記載すると。後ほど皆様から発表があるのもこちらに関係するかなと思います。

ここで出ている、最初にセントラル方式のフロントランナーというところを説明させていただきますので、次のページ、参考に、洋上風力発電に係る「セントラル方式」についてということでございます。これは、2024年の4月に洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針というのを策定しております。これは何かといいますと、政府とか自治体の主導的な関与により、効率的な案件形成ですとか運転開始までの所要期間の短縮、競争性ある質の高い公募を実現するというコンセプトでございまして、例えば、この、今の下のほうにサイト調査というものがございまして。風況とか海底地盤を各事業者がそれぞれ調査してしまいますと、なかなか、実際の漁業をされている方に非常に迷惑がかかってしまうというケースもございまして、JOGMECが、洋上風力発電の設備の基本設計に必要な内容について、サイト調査を実施し、公募に参加しようとする事業者に提供、一括で調査するというようなところでございます。ほかにも、環境配慮についても、環境省における検討状況を踏まえつつ、必要事項を整理して、できるだけ効率的に実地を行うということですし、右上、案件形成に向けた地域調整というのも、まさにこういった法定協議会で一括して行うことで案件形成を促進していくというようなことでございます。系統ですとか公募においても同様にセントラル方式としてやっていくということでございまして、その中で、JOGMECの風況とか海底地盤の調査というものについて積極的にこの北海道岩宇・南後志地区というのは協力いただいております、そういった意味で、ここが一番大きくやっている最初のフロントランナーという位置づけだと思っております、今後いろんな区域でこういった法定協議会をやっていくと思いますけれども、非常にその先進的な事例として紹介するケースも出てくると今思っているところでございます。

以上でございます。

○東京大学（座長）

御説明ありがとうございました。セントラル方式のフロントランナーと出てまいりました。非常に先駆的に走っているプロジェクトになるのかなと考えております。

続きまして、北海道電力株式会社より、第1回協議会時の発言について一部追記がございます。北海道電力株式会社、金田部長、よろしくお願いいたします。

○北海道電力原子力事業統括部

北海道電力の金田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、前回の法定協議会で申し上げました事項から、一部追記の上、明確化したことがございますので、そこを説明させていただきます。追記、明確にした箇所は、資料7の太字で識別した部分でございます。内容としては2つございます。

1つ目は、資料の①の漂流物の影響というところのポツの2つ目に記載しております。漂流物が発生し得る期間としましては、従前、1回目では発電用風車の設置というふうに記載させていただいたものを、実際には発電用風車を設置の工事着手から撤去工事完了までとなりますので、そこを明確化させていただきました。

2つ目は、同じように2つ目と3つ目のポツに記載しております協議についてです。従前では単に協議をお願いしますとだけ記載したのですが、実際は弊社が協議する形になりますので、当社と協議することをお願いいたしますと記載することで、協議については選定された風力の事業者と弊社間で実施することを明確化いたしました。

あと、最後になりますけれども、第1回の法定の協議会で記載させていただきました内容からの変更はございませんが、泊発電所の安全確保のために必要となる距離、それに一定の余裕を加えた立地制約について改めてお願いいたします。

弊社からの説明は以上です。

○東京大学（座長）

ただいまの北海道電力の説明につきまして、北海道庁からコメントがあるようですので、北海道庁、よろしくお願いいたします。

○北海道（事務局）

北海道庁の田島でございます。

道庁からは、第1回の協議会におきまして北電様より要望のありました、泊発電所を中

心とする風車を設置しない区域についての報告がございます。第1回協議会で北電より、風車を構成する部材等が漂流し泊発電所へ悪影響を与えないよう、発電所から風車まで一定の距離を確保してほしいという要望をいただいています。地元ではこれまで、北電からの情報を基に、泊発電所を中心としておおむね10キロメートル圏内が風車を設置しない区域になるとの理解の下、関係者の合意形成を図ってきた経過にございまして、道においてもそれを踏まえて国に情報提供を行っております。今般、促進区域の指定に向けた議論を進める中で、改めて地元と北電の意向を確認し、風車設置の制約範囲は10キロメートルとすると整理したことを御報告いたします。

○東京大学（座長）

ただいま、整理がついたとの御報告をいただきました。ありがとうございます。

この件につきまして、参加の皆様から何かございますか。

無いようですので、よろしいということで、私のほうで判断させていただきます。

それでは、先ほど金田部長のほうから挙手がありましたので、お願いします。

○北海道電力原子力事業統括部

北海道電力の金田でございます。一言、お願いいたします。

今事務局殿から御発言がありました、風車を設置しない範囲、泊発電所から10キロメートルということにつきましては、現在審査中ですけれども、今7キロメートルというところで審査しております。その7キロメートルということ的前提とした上で、一定の裕度を今3キロメートルと見て、10キロメートルになりますので、そちらについては弊社としては異論ございません。地域の皆様には、本件につきまして、いろいろと御配慮いただき、ありがとうございました。

終わります。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

それでは、続きまして、地域の検討状況について、地域の構成員の皆様より御報告をお願いします。まずは、先ほどはちょっと視線が合ってしまったものですから、大変恐縮でございましたが、ここですが、まずは古宇郡漁協様から御説明をお願いいたします。

○古宇郡漁業協同組合

先ほどは失礼しました。私から、3漁協を代表いたしまして、古宇郡南後志地区における漁業影響調査に係る留意事項ということで、お手元の資料に沿って説明させていただきたいと思います。

まず1つ目は、漁業影響調査に対する基本的な考え方についてですが、洋上風力発電の導入により、漁業者への負の影響が生じた場合に、公平な視点で迅速かつ適正に対応を行う必要があることから、占用区域内において、統一的な手法により、継続的な漁業影響調査を実施することをお願いしたいと思います。また、漁業者との調整を行う上で重要な調査であると考えており、調査結果については、専門家の意見を踏まえた上で、漁業者と共有することで、漁業者としても漁場の状況を知る機会になるものと考えておりますことから、第1回法定協議会においても述べましたとおり、長期的な実施を行っていただきたいと思います。

続いて、2つ目ですが、漁業影響調査の対象となる主な魚種及び漁法についてであります。以下の表のとおりとしていただきたいと思います。これらの魚種については、当海域の3漁協で漁獲量の多い魚種であるとともに、地域として大事にしている魚種で、整理させていただきました。また、回遊魚については、バイオロギング等の最新の技術を活用して調査を実施していただきたいと思います。

続いて、3点目の漁業影響調査で検証する事項についてであります。3点挙げさせていただきます。

1点目は、主な魚種以外に係る調査であります。先ほど説明させていただきましたとおり、主な魚種以外にも、漁業者が生計を立てる上で調査が必要なものと考えており、事業者が地域内の漁業の状況等を理解する上でも重要かと考えております。

2点目は、潮流や海水温等の調査であります。風車の設置に伴い、予期せぬ潮流等の海域内での環境の変化が生じる可能性もあることから、その影響についても継続的なモニタリングが重要であると考えております。

3点目は、漁業影響調査については、現時点において調査の内容や方法が確立されていない状況にあると考えており、データの活用についても継続的に行うことに加え、漁業者との協議の上、定期的な点検調査を充実するとともに、漁業者の意見を取り入れながら、最新の知見を活用し、調査計画を立てていただきたいと思います。また、調査の実施に当

たっては、地域内の漁業者と連携をし、漁業者と共に調査を実施していただくことを基本にさせていただきたいと思います。

最後に、4つ目の発電事業者との因果関係についてであります。洋上風力発電の導入の有無にかかわらず、漁業者においては、自然環境より影響が生じるものがあることから、影響が洋上風力発電の導入によるものであるか、他の要因であるものかを区別するための仕組として、漁業者の意見も取り入れながら、漁業者と協議を行い、指標となるものを整理していく必要があると考えていますので、その点については十分留意していただければと思います。先ほど島先生のほうからも言ったとおり、国と漁業者と道にも、漁連のほうからも環境部の上村事務長も出ていますから、この辺を踏まえて調査の方法を考えていただきたいと思います。

○東京大学（座長）

意見表明ありがとうございます。

この後、続いて、まず地域の方々、順にというお話も聞いておりますが、どのような。じゃあ、今、池守さんのほうからお話がありましたが、その次は、漁業のほうといたしますと、よろしいでしょうか。お隣の太田様でしょうか。皆様のお気持ちというか、順序を尊重しますので。

よろしいですか。お願いいたします。

○古宇郡漁業協同組合

まず、3漁協共通での海域の利用調整上の留意事項について説明させていただきたいと思います。

1点目は、海域の利用調整に当たっては、漁業者と十分協議を行うことを前提として計画策定に当たっていただきたいと思います。

2点目は、促進区域の予定区域内においては、定置網漁業権も多く設定されていることから、定置網の構造等に関して御理解をいただく上で、操業上の安全の確保について十分配慮して、計画策定を行っていただきたいと思います。

3点目は、今回示している漁業操業の状況については、古宇郡漁協については、高利用の漁場であるが、設置箇所によっては、調整が可能な海域、岩内漁協、寿都漁協においても、高利的漁場であり、設置を避けるべき海域を整理しておりますので、設置箇所の計画

策定においては、関係漁協の確認を取って、計画策定に当たっていただきたいと思います。

続いて、古宇郡漁協の操業状況の取りまとめに関して説明させていただきます。古宇郡漁協の操業権設定区域内にある、北部にありますピンク色の点線の箇所は高利用の漁場ということで設定させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○東京大学（座長）

続きまして、どうぞ、岩内漁協さんでいらっしゃいますか。どうぞよろしくお願い致します。

○岩内郡漁業協同組合

岩内漁協の太田です。引き続き、岩内郡漁協の操業状況の取りまとめに関して説明いたします。

岩内郡漁協については、赤い点線で示させていただいた箇所が、高利用漁場として利用している箇所であります。その他にも定置網が数多く設置されている状況がありますので、計画設定に当たりましては、漁業操業に影響の出ないような十分な配慮をいただいた上で計画策定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。

続きまして、寿都漁協さんからですね。お願いいたします。

○寿都町漁業協同組合

寿都漁協の阿部でございます。寿都漁協の操業状況の取りまとめに関して御説明させていただきます。

赤い点線で示させていただいております高利用漁場に加えて、オレンジ色で示された底建網もありますので、その点について十分に御理解いただき、操業に影響が出ないよう十分御配慮いただき、計画設定をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○東京大学（座長）

御説明ありがとうございました。

今、資料に関しましては、皆さんお気づきと思いますが、資料9に基づいて3漁協様から御説明いただいたということになります。資料9をしっかりと御確認いただければ幸いです。

次の御意見としまして、地域振興策及び漁業振興策に関する御意見ということになりまして、自治体のほうから御意見を御表明いただきたいと思います。まず、寿都町さん、よろしく願いいたします。

○寿都町

寿都町の片岡でございます。私からは、最初に岩宇・南後志地区沖全体として総括的な内容を御説明させていただき、その後、寿都町の地域振興策に関する御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、お手元の資料10の「岩宇・南後志地区沖の地域振興及び漁業振興による将来像」という資料を御覧ください。

まず、当海域における基本理念につきましては、第1回の法定協議会でお話しさせていただいておりますが、地域共生金、いわゆる基金につきましては関係3漁協で均等に、固定資産税につきましては関係6町村で均等配分を希望するとともに、洋上風力発電の導入において発電事業者による地域との共生策等については、導入の恩恵が地域に幅広く、かつ公平に享受できることを強く望むところであります。

続いて、当海域として望む漁業振興策や地域振興策についてですが、人口減少や漁獲量の減少など様々な地域課題の解決に向けて、洋上風力発電の導入は重要な取組であると認識しており、洋上風力発電としてだけではなく、新たな海洋産業が創出されることにより、様々な形で地域内での好循環が見込まれ、加えて、地域内での脱炭素化に向けた取組についても追い風になるのではないかと、地域として大きな期待を寄せているところでございます。

その上で、当海域内で望む漁業振興策や地域振興策については、この後、それぞれの町村、漁協から説明させていただきますが、地域として、洋上風力発電の導入を契機として、地域内の発展に向けて大きな期待を寄せておりますので、促進区域となり、当海域で計画を考えておられる事業者におかれましては、この内容を御理解いただいた上で事業計画を練っていただきますようお願い申し上げます。

引き続き、寿都町における振興策と共生策については5点御説明させていただきます。

まず、第1点目ですが、電力の地産地消についてであります。こちらについては、洋上風力発電により発電された電力を地域の脱炭素化及びその電力を活用し地域の産業振興に寄与していただければと考えております。

次に、2点目の交流人口、関係人口の増加についてであります。町内の人口が減少している中で、地域内のイベント等の開催に当たり、ボランティア活動の協力など、地域内のコミュニティーに積極的に参画していただければと考えております。

次に、3点目の再エネの普及啓発についてですが、町内の小中高校への再エネに関する出前授業のほか、洋上風力発電を活用した観光など、積極的に関わっていただき、幅広く再生可能エネルギーの普及啓発に努めていただきたいと考えております。

次に、4点目の雇用の促進と人材育成についてですが、洋上風力発電の建設・運営・撤去と、長期間にわたり地域との連携を図っていく必要があることから、可能な限り地域での雇用に積極的に行っていただくとともに、継続的な雇用を生み出すために人材育成についても積極的に関わっていただきたいと思っております。

最後に、5点目の地域内消費の拡大についてであります。洋上風力発電の実施に当たっては、特に建設や撤去などにおいては、多くの関係者がこの地域内に滞在されることが想定されます。その際には、宿泊や飲食などで地域内の店舗等を活用していただきたいと考えておりますし、また、資材調達等においても可能な限り地元での購入に努めるなど、地域内の商工業者を活用していただきたいと考えております。

洋上風力発電の導入に当たっては、地域内の資源である風を活用することから、少しでも地域内での経済の好循環を生み出し、地域の継続的な発展に寄与していただくことを強く望みまして、私からの説明とさせていただきます。

○東京大学（座長）

どうもありがとうございました。まず寿都町から御説明いただきました。資料の10に基づいて説明いただいております。

続きまして、この資料に従いますと、次は蘭越町からですね。蘭越町さん、よろしくお願ひします。

○蘭越町

蘭越町長の金でございます。私から、洋上風力発電の導入に伴う、事業者に支援を希望する本町の地域振興策について御説明をさせていただきます。資料の3ページ、洋上風力発電に係る地域振興策のイメージを御覧ください。

まず、1点目、脱炭素化の促進であります。洋上風力発電が設置された地域優位性として、発電された電気を地域内で使用し、地域内での脱炭素化を図る取組に御支援をお願いしたいと考えております。

2点目は農業の振興であります。農作業の省力化や農作物の高付加価値化を進めるために、スマート農業に関して先進的な技術の活用を図るに当たっての技術的な支援等をお願いしたいと考えております。

3点目は地元の人材確保であります。洋上風力発電施設の建設及び維持管理等に係る人材の積極的な地元雇用と洋上風力発電の電力を使用する企業誘致について、お持ちの知見によって御支援をお願いしたいと考えております。

4点目は観光の振興であります。ニセコエリアを含むエコツアー等を活用した観光ツアー等の実施による地元PRや地域を巡回する公共交通のグリーンエネルギー化に向けて技術的な御支援等をお願いしたいと考えております。

最後、5点目は地域活動への参加であります。地域のイベントなどへの参加や資金の援助、協賛など、地域の交流活性化への貢献と地域社会との良好な関係構築に御協力をお願いしたいと考えております。

本町といたしましては、洋上風力の導入効果と地域振興策の実施による地域と事業者の共存共栄に大いに期待を寄せているところでございます。早期の促進区域の指定に向けて、引き続き皆様方と連携して進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

私の手元資料では、次、岩内町さんをお願いしたいとなっております。共和町さん、その後で、大変失礼ですが、ちょっと手元資料の順序でやらさせていただきます。では、岩内町さん、よろしく申し上げます。

○岩内町

岩内町です。資料の4ページになります。私から、洋上風力発電導入に伴う本町の地域振興策について御説明をさせていただきます。

地域共生基金と、それから固定資産税の活用につきましては、冒頭に片岡町長、それから蘭越町長からもお話がございましたとおり、岩内町も均等配分を希望するものであり、導入の恩恵が地域に幅広く、かつ公平に享受できることを強く望むものでございます。

続きまして、岩内町における地域振興策について御説明をさせていただきます。

1点目は、港湾等の利活用につきまして、岩内港及び地域の漁港において、設置工事における建設基地港の補完的な役割を担うとともに、稼働期間中のO&M港での利用を求めていきたいと考えており、地元港湾の積極的な活用を通じた港湾地域の活性化に向けた取組に期待をしているところでございます。また、これらについて、利用に伴う施設整備や改良が必要となった場合には、事業者の積極的な協力を求めてまいりたいと考えておりません。

2点目は、教育振興につきまして、地域の学校での出前授業のほか、児童生徒を対象とした見学や体験機会の提供を通じた子供たちへの再生可能エネルギーに対する普及啓発について期待をしているところでございます。

3点目は、産業振興につきまして、洋上風力発電に関する地元企業への情報提供を通じて、地域における新たな産業の育成や関連する雇用確保の取組への協力や、事業を進めるに当たり、地域内での資材の活用、関係者の宿泊などを通じた地域内消費の拡大について期待をしているところでございます。

4点目は、観光振興につきまして、洋上風力発電事業を活用した観光ツアー造成や教育旅行誘致など、洋上風力発電事業を契機とした観光振興の取組への協力を期待をしているところでございます。

最後になりますが、本町といたしましても、洋上風力発電の導入に当たっては、地域振興策の実施によって地域の継続的な発展に寄与していただき、本町が目指している健やかなまちづくりに向けて一体となって進めていただくことを強く望み、私からの説明とさせていただきます。

○東京大学（座長）

岩内町さん、ありがとうございました。

ちょっと席順と逆になって恐縮でしたが、共和町さん、次、よろしくお願いいたします。

○共和町

共和町です。

5 ページを御覧ください。まず、基本的な考え方でございますけれども、洋上風力発電の導入に当たりましては、推進組合の6 団体と3 組合が掲げております基本理念であります、当海域での3 漁協への地域共生金の均等配分、そして関係6 町村におけます固定資産税の均等配分を希望するとともに、発電事業者による地域との共生策等が幅広く展開されることにより、地域の活性化へつながることに期待を寄せているところでございます。

こうしたことを踏まえた上で、本町においては、基幹産業であります農業をはじめとした地域産業への情報通信技術の活用や地場産品の販路・消費拡大等を基本とする産業振興への支援を期待するとともに、発電施設を観光資源としたエコツーリズムや教育旅行等の誘客や地域観光資源としての融合として令和9 年度に開業を控えています本町の道の駅と発電施設が相互に情報を発信できるような体制づくりなど、本町道の駅が当海域の魅力発信の拠点としての機能を果たせるよう、発電事業者におかれましても当海域の魅力の発信に御協力いただくなど、当海域のさらなる魅力創出への支援につきまして期待を寄せているところであります。

また、地域の小中学校を対象とした環境学習の機会の創出として、令和10 年度開校予定であります本町の義務教育学校への連携・協力によるエネルギー環境教育の推進や、人材育成として地域内での人材の確保・育成に取り組み、積極的に雇用する仕組みができる環境の整備についても期待しているところでございます。

こうした町としての期待と併せまして、洋上風力発電導入事業者による地域との共生策が幅広く公平に享受できることにより、カーボンニュートラル社会の実現に寄与することに限らず、地域力向上、魅力ある地域づくりへとつながることと思いますので、当地域での洋上風力発電が速やかに実現するよう願っていることを申し上げ、共和町からの発言とさせていただきます。

○東京大学（座長）

御発言ありがとうございました。

続きまして、泊村さんからお願いいたします。

○泊村

泊村の高橋でございます。

先ほど来、片岡寿都町長をはじめ、各町村長さんから、本組合の基本理念として、洋上風力発電の導入により見込まれる地域共生基金について、当海域3漁協で均等に配分されること、また、固定資産税については関係6町村で均等に配分されることが発足当初からの大前提だと認識をしておりますし、この点については、根幹に関わる部分ですので、ぜひ実現するよう強く希望いたします。また、導入においては、発電事業者による地域との共生策については、導入の恩恵が地域に幅広く、かつ公平に享受できることを望みます。

それでは、本村の描く将来像についてお話しさせていただきます。まず、本村及び当地域の抱える共通の課題として、全国どこの市町村の共通課題でもあります少子化や高齢化により労働人口の減少、そして人口流出により若年層の低下が課題であります。このことが要因となり、労働力の低下や伝統ある地域イベントの担い手不足等が発生しております。このような当地域の抱える課題を選定事業者には十分理解、認識していただき、常に地元へ寄り添い、我々と一緒になって解決に向けて知恵を出してもらい、共に振興・発展を真剣に考えてくれる事業者が選定されることを希望します。

それでは、発電事業者に希望する地域振興策について説明させていただきます。

1つ目は、雇用人口の増加、地域雇用の拡大です。洋上風力発電施設の建設及び管理等で、長期間にわたって多くの労働力が必要であると思われれます。可能な限り地域内での雇用を積極的に推進していただきたいと存じます。

2つ目は地元経済の活性化です。1つ目同様、多くの関係者が滞在することから、地元飲食店や商店並びに宿泊施設を積極的に活用し、地元へ経済的波及効果をもたらすことを望みます。

3つ目は観光資源の創出・PRです。多くの企業・団体が関係する事業であり、事業者の幅広いネットワークと広報力などを活用し、地域の魅力の創出及びPR等に取り組んでくれることを期待いたします。

4つ目は、人材育成の機会、環境学習の場の創出です。再エネについての学習機会を設け、地元の子供たちの育成の場をつくっていただくことと、あわせて、洋上風力施設を活用した環境学習の場として広く活用することを期待しております。

5つ目は、地域公共交通に係る技術等の側面的支援であります。現在、バス路線の廃線

に伴い、移動手段の確保として、岩宇4町村で地域公共交通を運営しております。このようなかで、電気自動車や水素自動車、AI技術の活用など、将来的な導入検討に係る情報提供を含めた支援をしていただきたいと思います。

本村としましては、さきに述べた課題等を、いかに地元の実情を知った上で、最大限地元へ寄り添い、地域振興策等を実現するかが重要であり、そのような事業者と共にこの岩宇・南後志地域での洋上風力事業が一日も早く実現されることを願っております。

以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

最後になって恐縮ですが、神恵内村様からお願いいたします。

○神恵内村

神恵内村の高橋でございます。一番後になりましたので、重なる部分もたくさんあると思いますが、御容赦願いたいと思います。

お配りしている資料の7ページをお開きいただきたいと思います。神恵内村における洋上風力発電事業を通じた地域振興策のイメージについて御説明させていただきます。

左上からでございますが、1点目は、地域資源を活用した新たな観光資源としまして、開村から半世紀余りが経過した青少年旅行村を再生して、これを中核とした自然体験型観光、そしてニシン漁にまつわる袋澗や歴史的建造物を保全・活用した歴史・文化観光など、当村の新たな取組に対しまして、発電事業者が有する知見や幅広いネットワークを生かした効果的な情報発信を御教授いただきたいと思います。このほか、洋上風力発電を契機とした観光ツアーの造成あるいは教育旅行の誘致等に関しても御協力いただければありがたいと考えております。

下段の2点目でございますが、交流・関係人口の増加、地域のにぎわい創出であります。地域のイベントやお祭りへの積極的な参加をお願いするとともに、当村が推進しておりますワーケーション施設を御利用いただくことによって、当村のみならず、広く岩宇や南後志エリアの魅力に触れていただくことができると考えておりますので、社員の皆様のモチベーション、そして生産性の向上、地域のにぎわい創出等も勘案していただきまして、ぜひ活用いただければありがたいと考えております。

右上になりますが、3点目は地域内消費の拡大であります。地域内での資材調達や飲食・宿泊の積極的な利用、さらには事業従事者の中長期的な地域内居住の推進や住環境の整備等についても検討いただきまして、商工業の活性化にも御配慮いただければありがたいと考えております。

4点目は雇用促進と人材育成であります。若者の人口流出を防ぎ、地元定着を図るためには、雇用の場の確保が必要不可欠であります。洋上風力発電事業は、その大きな可能性を秘めています。可能な限り地域からの雇用をお願いするとともに、人材の育成についても積極的に関わっていただければありがたいと考えております。

最後になりますけれども、電力の地産地消と技術支援についてであります。岩宇4町村では、民間バス路線の廃止を受けまして、今年10月1日より代替線の共同運行を開始したところでございます。今後もバスの運行を継続的に行うためには、既存の化石燃料からの脱炭素化に向けた取組に発展させていくことも大切であると考えておりますので、発電事業者が有する最先端の技術や知見による技術的助言並びに再エネ立地地域としての優位性からも、再エネ電力の地産地消による地域内の脱炭素社会の実現に向けてお力をお貸し願いたいと考えております。

神恵内村といたしましても、洋上風力発電の導入によって地域と事業者の共存共栄が図られることに大きな期待を寄せているところでございます。当海域の一日も早い促進区域の指定に向けて、引き続き関係者の皆様と連携を密にして進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。自治体の皆様から御意見表明、本当にありがとうございます。きちんとシステムチックに御説明いただいたと思っております。

続きまして、3漁協さんに、先ほど操業のことについては御説明いただいたのですが、また、この事業に対する意見表明といいたしでしょうか、お願いすることになるかと思いますが、よろしいでしょうか。じゃあ、まず古宇郡組合様からお願いいたします。

○古宇郡漁業協同組合

古宇郡漁協の池守でございます。

先ほど町村長からありましたように、共生基金は3漁協で均等割、固定資産税も6町村

で均等割、これは了承しているところであります。

それでは、当組合が考える地域共生基金を活用した取組をお話しさせていただきたいと
思います。年々、環境要因や原油の高騰により、漁業経営は非常に厳しいものとなって
おります。その中で、経営の安定や漁業所得の向上を目指すために、我々は数年前から、
捕る漁業から育てる漁業として、養殖業にも力を入れております。その成果が近年着々と現
れております。今後は共生基金を活用しながら、養殖漁業の増加や養殖技術の発展に活用
していき、漁業経営の安定を図りたいと考えております。また、今までどおりの捕る漁業
においても力を入れていき、継続可能な環境に配慮した漁業の確立を目指す取組をさせて
いただきたいと思います。また、老朽化した施設の修繕や更新を計画的に進めていくため
に共生基金を活用していきたいと考えております。

続いては、洋上風力発電事業者と共に進めていきたいと考えている共生策については、
先ほど養殖の話もさせていただいた中で、風力発電施設建設において数多くの先端技術を
活用されていると考えておりますので、そのような技術を養殖事業に活用させていただき
ながら、また、その技術を活用し事業の効率化を進めていきたいと思っておりますので、支援の
ほどお願いしたいと思います。

本組合としては、当海域内に洋上風力発電所が導入されることで漁業振興策を実現させ
ることを期待し、また、事業者には漁業とのつながりも考えていただき、風力と漁業者の
共存共栄を実現させることを大いに期待し、この海域での洋上風力事業が一日も早く実現
されることを願います。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、岩内郡漁業協同組合さんからお願いいたします。

○岩内郡漁業協同組合

岩内郡漁業協同組合の太田です。資料の「岩内郡漁業協同組合の漁業振興による将来像」
を御覧ください。

まずは、地域共生基金の活用について、岩内町長及び古宇郡漁協の組合長からも発言が
ありましたように、古宇郡、寿都町、岩内郡、3漁協に均等に配分されることを強く望ん
でいます。

次に、当組合における漁業共生策について。1点目、洋上風力発電の導入に関しては、漁業影響調査を長期間実施し、そのデータについては漁業者へ情報共有を行い、導入に伴う影響等について、関係者への丁寧な説明による理解を得ながら進めていただきたい。2点目は、当区域、海域での調査等の実施に当たって、地域内の漁船などを積極的に活用するとともに、漁業者の意見を取り入れながら進めていただきたい。

②に、漁業振興については4点あります。発電施設の設置による漁礁効果は大きな期待を寄せており、この効果や藻場造成に係る取組に基金を活用していきたいと考えておりますので、最新の知見や技術等の支援をお願いしたい。2点目は、担い手・労働力の確保対策をはじめとする漁業振興に基金を活用していきたいと考えているので、発電事業者の持つ知見及び情報があれば支援をお願いしたい。3点目は、発電設備の設置や運用に伴い取得される海況情報は、漁業操業上の非常に有効なデータであることから、漁業者が活用しやすい形で提供をお願いしたい。4点目は、風力発電の監視等に用いるためにカメラを設置する場合は、漁業操業上の安全監視や密漁監視として活用する期待もできることから、可能な範囲で情報の共有をしていただきたい。以上4点の協力をお願いしたい。

最後になりますが、洋上風力発電の導入を契機に、風力発電所と漁業の共存共栄を目指すとともに、さらなる漁業の発展に資する取組に基金を活用していきたいと考えておりますので、選定された発電事業者におかれましては、お持ちの知見や技術の支援・提供をよろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、寿都町漁業協同組合様からお願いいたします。

○寿都町漁業協同組合

寿都漁協の阿部でございます。当組合の将来像ということで御説明させていただきます。

まずは、漁業者との協調に向けた対応策ということで、2点を挙げさせていただいております。

1点目は、漁業環境調査の長期実施についてであります。こちらにつきましては、漁業影響調査での説明で池守組合長からも御説明いただき、さらに太田組合長からも御説明

がありましたので、説明は省略しますが、同じ思いでありますので、長期的な調査を実施していただき、丁寧な理解醸成を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

2点目は、洋上風力発電導入に当たっては様々な調査の実施が想定されることになろうと思いますので、調査の際には漁業者としっかり協議して、漁業者を同行させるなどによる、地域の漁業者と連携した調査を実施していただきたいと思います。

続いて漁業振興策についてですが、1点目として、漁業者の所得向上や担い手不足解消に係る費用に基金を活用させていただきたいと考えております。今後も漁業に継続的に取り組めるようにしていきたいと考えておりますので、発電事業者の方におかれましては、お持ちの資金・知見等による支援をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、2点目ですが、発電設備が設置された後、運用等でも必要となるだろう各種データを取得されるものと思いますので、それらのデータにつきましては漁業でも有用なデータになるものと思いますので、地域の漁業者も活用できるように御配慮いただければと思います。

当組合として、洋上風力発電導入を契機として、資源、人、技術を循環させ、持続的な漁業の確立を目指していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

その次、上村さんに進みたいのですが、宮下先生のほうがちょっとどうしても退席しなければいけない事情があるので、ここで宮下先生から御意見というか、今までの御感想などをお聞かせいただければと思います。

○北海道大学北方生物圏フィールド科学センター

すみません。ちょっと中座させていただくということで、申し訳ございません。先にちょっとお話だけさせていただきます。

私自身は今回の立ち位置としては、漁業の持続的な利用や、影響調査、そういったことの現実性に対して、実際に他の海域でもアドバイスをしながら、やはり皆さんもうおっし

やるところが全てで、環境影響なのか、いわゆる洋上風力の影響なのか、そういったことをしっかり切り分ける。水産資源というのは非常に長期的な寿命があるような魚もいたりとか、広域に移動するものがここで利用されたりとか、いろいろありますので、本当に切り分けるには、そういったものを長期的に見て、環境変動と生き物・資源の動態、そういったことが切り分けられるような調査、そういったことができていけばいいのかなと思っています。あわせて、そこで捕れる魚、そういったものがちゃんと利益につながるような、新たないわゆる漁業とか水産業につながるような形のを皆さん望まれていると思いますけれども、そういったところをいろいろと今後、できる範囲でサポートさせていただければと思います。

すみません、時間で中座させていただきます。申し訳ございません。

○東京大学（座長）

御意見ありがとうございました。

それでは、また議題に戻りまして、引き続き御意見をいただきたいのですが、先ほどありましたように、北海道漁業環境保全対策本部の上村様から御意見をお願いいたします。

○北海道漁業環境保全対策本部

環境本部の上村です。

先ほど古宇漁協の池守組合長からも漁業影響調査についての御発言がありましたが、漁業影響調査、こちらに関しましては、この地で漁業を続ける上で非常に重要なことと捉えております。調査する内容や期間、エリア、こちらについては、地元漁業者の要望を十分酌んできたいと考えております。また、調査を実施する調査会社につきましては、事業者選定後、事業者の費用で行うとされておりまして、こちらについては、利害関係がないとは言えないと心配しております。こういった心配を考えた上で、北海道の沿岸漁業環境に詳しく、長年にわたり漁業者と共に種苗生産または資源増大等に取り組んできた北海道栽培漁業振興公社、こういった漁業者が信頼できる機関、こちらによる漁業影響調査を要望いたしたいと考えております。ついては、協議会意見とりまとめ骨子等に明記していただきまして、促進区域指定後につきましては公募占用指針にもしっかりと反映させていただきたいと考えておりますので、以上、よろしくお願いいたします。

○東京大学（座長）

御意見表明ありがとうございました。

それでは、今の②の議題について、各関係者のほうから明確な形で意見表明が行われたと思っております。今後議論するときには、これらをもとにして進めていただきたいと思っております。

本日としましては、最後に議題（3）の意見交換に移りたいと思います。ここに関しまして、本日御説明いただいた内容や今後の協議会に向けて御意見などがありましたらお願いいたしますということなのですが、今、自治体の皆様、漁業者の方々からはいろいろな形で御意見を伺っておりますが、改めて御発言したいという方がありましたらちょっと挙手をお願いしたいのですが、この後、学識経験者の方々からも御意見等を伺うことを予定しております。まず、御意見ある方、ちょっと挙手をお願いしたいのですが、はい、どうぞ。

○古宇郡漁業協同組合

環境アセスメント、これに4、5年かかると書いているのですが、これぐらいかかるのですか。

○東京大学（座長）

環境アセスメントのことですので、環境省、いかがですか。

○環境省（オブザーバー）

環境省の鈴木です。

こちらは事業者がどういうスケジュールで環境アセスメントを実施されるかによって多少はずれてはきますけれども、例えば海洋環境調査の中で、例えば鳥類の状況とかを確認する、その調査だけで最低丸1年間かけたりしますので、仮に配慮書からスタートして評価書まで、最初から最後まで行うとなると、4年から6年程度かかることはございます。ただ、これも例えば調査項目として何を設けるかによってもかなり変わってくるものがございますので、この辺りのどういった項目を選定していくかというのは事業者の判断の中で行われていくと考えております。

○東京大学（座長）

よろしいですか。

○古宇郡漁業協同組合

そしたら、短くなるということもあるということですね。

○東京大学（座長）

今の御説明では、短くなる可能性もあるということですね。

○環境省（オブザーバー）

そうですね。いろんな図書の作成だったり、もちろん住民への十分な御説明の期間だったりとかは必要になると思いますので、極端に短くすることはできないと思いますが、ただ、いろいろ調査の内容を合理化することによって短くなるという可能性は否定できないかなとは思っています。

○東京大学（座長）

私も個人的意見として、先ほども申し上げましたように、セントラル方式のフロントランナーとして進んでいる一番象徴的なところですので、この環境影響評価で非常に長く時間がかかってしまうということはいろんな意味で問題があるような気もしますので、そこにつきましては必要に応じて各省庁間でも議論を深めていただければありがたいなと思っております。問題の御指摘、ありがとうございました。

それ以外に御質問、御意見表明、よろしいでしょうか。

それでは、順に私のほうから指名させていただきたいと思いますが、学識経験者のお立場として参加されている宮下先生は御意見表明済みでした。白石先生、今日御出席でしょうか。お願いします。

○北海道科学大学

北海道科学大学の白石と申します。

皆様方の今日のいろいろお話を聞いていまして、各漁業調整とか、各自治体のいろんな調整については、ほぼほぼ同じ方向に向かって、この形で進めていければよろしいのか

と思います。

あとはですね、事業年度が非常に長期にわたっておりますから、この30年間として見たときに、どこにどういう項目を重点配分するか、全体としての経費は均等配分になりますけれども、単年度で見たら必ずしも案分にならない可能性もあるかもしれないので、その辺、細かな調整をしていただいて、どういうふうな方向性が一番この海域の漁業振興あるいは地元への還元について最適であるかというようなことについては、いろんなことを考えると、その期間の中で事業費・調査のめりはりとかは少しつけていただいたほうが、効率的な、いわゆる妥当な調査ができるのか、ちょっとその配分をするのはなかなか大変だと思いますので、事業者が決まった段階で細かな調整をしていただきたいというのがまず私の意見です。

それから、この事業は30年にわたって行われるということで、地元の人材を使うとか、それから環境教育に役立てるとか、そういういろいろな面がありますので、10代とか、若い世代にこの洋上風力発電の開発の意義、地元への影響、そういったものを早い段階からいろいろ周知していただいて、事業の最後、廃棄・撤去に至るまでのトータルとして事業を見ていただくような人材を地域として育てていっていただきたいと、そういうのがちょっと私からの期待ということになります。

以上です。

○東京大学（座長）

白石先生、ありがとうございます。

それでは、続きまして、竹内先生、お願いいたします。時間押していて恐縮です。よろしく申し上げます。

○東邦大学

短めに頑張りたいと思います。東邦大学の竹内です。本日はありがとうございました。皆さん、関係町村の中でしっかり合意形成をしてこの法定協議会に臨んでいただき、本当に感謝しております。私のほうからは、皆さんの御意見を聞きながら、多くの地域で述べられていた地域貢献策などについて少しお話ししたいと思います。

1つ目が、洋上風力発電と脱炭素を組み合わせた御提案をしている地域が複数あったかと思っています。これは公共交通のグリーン化なども含まれると思うのですが、やはり

洋上風力発電は産業振興で事業に、脱炭素化というのはカーボンニュートラルで環境配慮に該当するので、割と縦割り行政の中では一緒にやるというのが難しいところがあったりもします。ただ、この段階から一緒にやっていただくことで、町内全域に広がっていくような取組にしていけるのではないかなと感じました。なので、町内でこれをチャンスと捉えられるような連携体制とかコミュニケーションの体制を今から整えていただくとよいのかなと思いました。

2つ目が、洋上風力発電を契機とした観光産業について触れられている自治体がたくさんあったかと思うのですけれども、やはり観光客がたくさん来て、全部の自治体に人がいっぱいになるというのが理想的だと思いますので、そのためには、一緒に取り組んでいただくということ、もう既に話し合われているところもあるかと思うのですけれども、それがすごく大事なかなと思いました。本日、寿都町さん、道の駅に行かせていただいたのですが、本当に、風を利用した観光産業というのに取り組まれていて、素晴らしいかなと思いましたので、これが広がっていくところがこれから期待できるかなと思いました。アイデアに関しては、事業者が将来的にコミットして一緒にやるというのはもちろんなのですが、やはり大学生とか若い高校生、あと第三者の外の人たちというのが一緒に行くことによって、様々な視点が入って、いい観光産業が考えられるかなと思いますので、そういうところもあるのかなと思いました。

また、教育振興とか交流関係人口なども多くの自治体で発言されていたかと思いますが、ちょっと今日は控えておきたいと思います。

また、今回の漁業実態調査、情報を御提供いただいて本当にありがとうございました。これからどのような部分で調整が可能なのかの話合いのベースになるというところかと思っていますので、これから調整が進んでいくということが理解できました。恐らく若い方々とか洋上風力発電に期待されている方々もいらっしゃると思いますので、そのような方々とも一緒にアイデアを出していけたらいいのではないかなと思いました。といいますのも、やはり事業者が入ってくるというのは少し先の話になるのですけれども、そのときに一緒になって頑張れるようにするためには、今の段階で意識啓発とか、一緒に取組む準備を行っていくということが必要になってくるかなと思いますので、私も御協力できる場所はお手伝いさせていただきながらやっていけたらなと思っております。

あと、やはり、地域で地域振興をやっていくためには、やはり事業性を確保するというところがとても重要になってきますので、今回、漁業の実態の情報をいただきましたので、

それをベースに、どれだけ事業性と漁業の実態を、漁業と共生できるのかというところの話し合いもこれから重要になってくるかと思います。本日、寿都町さんのところからずっと海を見てきて、漁船が海に浮かんでいるのも見て、この風景、すごく日本の文化だなと思って、これを残したいと思いましたので、一緒に、漁業という産業をいかに残して、そして地域共生を図っていくかというところを考えていきたいなと強く思った次第でした。以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。

続きまして、松島先生、よろしく申し上げます。

○北海道大学大学院農学研究院

松島です。今日はいろいろとありがとうございました。私から、はっきり言って、もう申し上げることはないのではないかな。大変恐縮なのですがすけれども。

1つ、前回とほぼ同じことになるのですが、教育の面に関して、環境教育、こちらは多くの自治体の皆さんが挙げていらっしゃいましたけれども、その中で1つ私が申し上げておきたいこととしましては、環境というのはつながっているということですね。海はやっぱり山、川、山から川を通じて海に水が流れ込む。そのときに、いろいろな栄養もありますし、魚、サケ・マス類はそこから海に出て行って、また戻ってくるという、こういった環境のつながりというのがすごく大事になっていますので、先ほど宮下先生もおっしゃっていましたが、環境の影響なのか風車の影響なのかというのをやっぱり見分けるためにも、自分たち、自治体の環境がどのように変化しているのか、あるいは変化していないのかというのをやはりきちっと把握する必要がある。その意味で、海の中はもちろん大事なのですが、それだけではなくて、やっぱり陸域のほうも、森、川、こういった環境も併せてモニタリングをしたり、そこで子供たちが自然に触れて、自然の変化を感じ取れる感受性、そういうのを養っていったりというのが大事になるのではないかなと思っています。

もう一つは、先ほど神恵内村さんのほうから教育旅行が挙げられていましたが、これもすごく大事だと思っていて、この地域、1つの自治体ではなくて、村、町と一緒に共同事業として共同で取組んでいくというところで、様々な資源、景観というのがこ

ここにあるわけです。農地もあれば、山も森もあって、川もあって、海もある。エネルギーもそうですね。そういったときに、そういうものをいろいろと生かして、例えば200人の高校生が来たときに、なかなかこれ、1つの自治体で全部受け入れるのは大変だと思うのですけれども、そういうときに、エネルギー班、森班、川班のような形で分かれてもらったりすることで、いろいろなことを併せて学んでもらって、それがローテーションしてもいいと思いますし、そういった形で併せて様々な今ある資源を生かすという、そういった使い方をしていただければいいのかなと思いました。

私からは以上になります。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

ほかに何か御意見表明とかございますか。よろしいでしょうか。

大変失礼しました。どうぞ。

○北海道立総合研究機構中央水産試験場（オブザーバー）

オブザーバーなのですけれども、水産試験場からちょっと、漁業影響調査の部分、コメントさせていただきます。

資料8、9の中で非常によく整理されていますので、これに沿っていけば特に問題は無いと思うのですけれども、漁業への影響というのは、もしあったとしても、検出するのはかなり難しいことであろうと思います。そういう中で、定点調査や、あと漁獲統計の調査というのは非常に大事なのですけれども、それに加えて、漁業者が日々操業している状況をデータ化して活用していくということが大事なのではないかなと思います。我々、資源評価だったり漁況予測だったりのために資源調査に取り組んでいるのですけれども、漁業者さんから頂いた操業データというのを非常に重視して利用しております。その操業データは何がいいかといいますと、データ量が圧倒的に多いということです。月1回の調査だったら、前の日まで大漁していたような魚が調査の日には捕れないとかよくあるのですけれども、漁業の操業データを使えば、そういうところがはっきり分かると。あと、漁業者自身が取っているデータということで、やはり納得性があるということですね。自分たちで取っているものをデータ化されて、それが使われるというのは納得性が高まるという意味で非常に大事だろうと思います。ただ、それなりにこういうデータを取っていくのは

漁業者さんにも負担がかかることだと思いますので、宮下先生が御専門のデジタル技術とかで効率化していくということは可能だと思うのですが、漁船活用調査のような形でそういうデータの収集というのも考えられるかなと思います。あと大事なことは、工事の前、影響がある、出る前からのデータもしっかり取っておく必要があるだろうというところですね。これは当たり前なのですが、その辺、留意いただきたいなと思いました。

以上です。

○東京大学（座長）

御意見表明ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。本当に時間を過ぎておまして、申し訳ございません。もう少しお待ちください。

これで議題終わりましたですけれども、本日の議題については以上となります。事務局より次回開催について御連絡をお願いします。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。事務局の、すみません、時間配分の不手際によりまして延長してしまっておりまして、申し訳ございません。

ちょっと一言だけですが、自治体、漁協の皆さんの中で非常に濃密な議論をいただいたということが非常によく分かりまして、共存共栄ということをして全ての皆さんがおっしゃっておりますし、そこで固定資産税とか基金の分配についてもしっかりと整理をさせていただいているということでありまして、濃密な議論をさせていただいたので、あまり止めることもなく進めてしまったということもございます。しっかり議論いただきまして、ありがとうございます。

幾つかございますけど、環境アセスのところですね。環境影響をしっかりと対応するというのを前提にですが、できるだけ迅速にやる方法ということも考えたいと思いますし、漁業影響調査のやり方、事業者の選定も含めまして、先ほどもありましたけれども、特殊性といいますか、現地をよく分かっている人たちというのが非常に適切であるということもございます。他方で、やはり公平性ということもございますので、そういったところをしっかりと適切に進めていきたいなと思っております。

ほかには、先ほどのビジョンもしっかり皆様、各構成員の皆さん、丁寧につくっていた

だきまして、2回目で骨子という形で出すというのは今回初めての機会でありましたけれども、まさに論点を明確にさせていただいているということですし、立地制約エリアでしたり、将来像でしたり、そういうところをできるだけ丁寧に議論いただいたということで、次回に向けてすごくいい議論ができていますし、ステップを刻めたと思っておりますので、非常に感謝しています。

最後、竹内先生もちょっと言及いただきましたけれども、地域と漁業、共存共栄ということが一番ということは何ら変わらないわけですがけれども、事業が安定的に実施されるということも重要でございます、そこと事業性というのもしっかり我々としては確認しながら進めていくことが、最後にみんながハッピーになるためにも重要なことと思っておりますので、そちらの事業性の観点も踏まえつつ、検討を進めていく必要があると思っております。

次回の協議会に向けて、事務局においても今後の進め方、地域の皆様とも構成員の皆様とも相談させていただきながら進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。

続きまして、北海道庁さんからお願いします。

○北海道（事務局）

北海道庁、田島でございます。

本日、海生研の島様、それから環境省の鈴木様、エネ庁様、国交省様から大変有意義な情報の提供をいただきました。それからまた、地域の皆様におかれましても、地域の考え方を非常に分かりやすく整理していただいて、御説明いただきましたことを感謝申し上げます。

今、福岡室長からも今後の進め方についてお話ございましたけれども、道としましても、本日地域の皆様からお話をいただいた思いをしっかり受け止めまして、漁業者の皆様、地域の皆様にとってもよりよい事業となりますように、国、それから地域の皆様と共に今後とも丁寧に進めていきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。

私もコメントすべき議事はあったのですが、もう皆さん言っていたので、それで十分だと思っております。一言だけやっぱり、セントラル方式のフロントランナーとして今この地域は頑張っていると思います。この実現に向けて皆さんで力を合わせていただければと思います。私も協力させていただきます。

事務局においては、次回以降の取りまとめに向けて、地域ともコミュニケーションを取りながら、御準備をよろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして、本日の協議会を閉じたいと思います。よろしいでしょうか。

本日は御多忙のところ、また長時間にわたりまして御熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。

— 了 —